

米国の銀行市場構造の研究課題について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2012-01-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高木, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11193

米国の銀行市場構造の研究課題について

ON THE SUBJECTS OF RESEARCH INTO AMERICAN BANKING STRUCTURE

商学研究科 商学専攻

博士課程 3 年次生

高 木 仁

TAKAGI Hitoshi

目	次
1. ま え が き	3 問題への接近の仕方
2. 問題の設定	4 あ と が き

1. ま え が き

我々の資本主義経済は典型的な自由放任のものではなく、普通には混合経済と呼ばれている。これは政府が民間の創意を加減するという点と、独占的要素が完全競争の働きを制約するという点から、二重の意味で混合的だからである¹⁾。もしも完全競争的で政府統制のない経済が与えられるとすれば、その市場構造は比較的簡単で分析も容易であり、構造分析が経済法則の確立に於て占める役割も自ら軽いものとなるであろう。しかし現実の我々の経済に存在する市場構造は、独占的要素と政府の介入によって制約されていることは言うまでもない。従って殆どすべての産業部門が、これら二つの要素に影響された結果を含む市場構造を持っているのだが、殊に銀行産業ではその事業の特殊性から、政府の統制ないし監督が甚だしいのである。各産業部門の市場構造を研究することは、資本主義経済の法則性を把握するために欠くことのできない要素であるが、場合によってはこれら産業部門の市場構造をも制約する銀行産業のそれが、如何に形成され変化するかを分析・研究することは、すこぶる有意義と言わねばならない。

米国では国民経済または地域経済の効率化という問題意識を踏まえて、銀行市場構造と競争の研究が広く進められている。しかし此の問題の優れた研究者の一人である Alhadeff は、銀行競争は米国で著しく論議的となってきたが、ここ数年間に多くの欧州諸国でもますます目立つようになったと述べて²⁾、銀行市場構造の問題がひとり米国のものでないことを指摘している。また我が国でも米国でのこれら研究が注目されており、その研究方法が遠からず導入されて、大いに発展することが期待されている³⁾。周知のとおり我が国では、昭和43年6月からいわゆる金融二法が施行され、現在では金融制度調査会が効率化を目指して金融再編成の論議をしており、銀行市場構造の問題は具体的な政策と関係を持つにさえ至っている。このような事情の下で、その背景が異なるとは言え、米国の銀行市場構造の研究成果を我々が知

り且つ検討することは、単に参考となるというには留まらず、むしろ必要ですらないかと思われる。

しかし米国の銀行市場構造の研究成果といっても、その種類や量は極めて膨大なものに達しており、我々はその一部を入手してきたに過ぎないし、まして消化したものとなると甚だしく限られている。そこでこの短かい紙数に於ては、米国の銀行市場構造の研究ことに集中と競争に関する研究が、何を対象とし如何なる方法を以て行なわれてきたかを、とりあえず尋ねることとしたい。この研究課題について述べるに際しては、Federal Reserve Bulletin 記載の三論文が適切なまとめを行なっているので、主としてそれらに拠ることとする。なおここで銀行とは、商業銀行のみを指しているのので、あらかじめ含んでおいていただきたい。

2. 問題の設定

米国の銀行は国法銀行と州法銀行の二重制度(dual banking)のほか、単一銀行制度(unit banking)と支店銀行制度(branch banking)の二重制をとっている。単一銀行制度と支店銀行制度の選択は、州法の規定によってそれぞれの州が独自に定めている。1920年代後半には支店銀行制度を禁止する州すなわち単一銀行制度をとる州は30を数えたが、1967年には11に減ってしまった。同じ1967年に、州内特定地域にのみ支店制を許す州が19、州内全域に支店制を許す州が21となっている。この相違を地理的な分布からみると、大雑把に言って西部諸州は州内全域に支店制を認め、東部諸州は州内全域または特定地域に支店制を許し、中部諸州は支店制を認めない立場にあるといつてよい。人口集中の度合いや主要産業の内容が、この地理的な分布と関連していることが容易に想像されて、大いに興味をそそられる⁴⁾。

支店銀行は1900年に87行206店舗(単一銀行は12340行)で、店舗数でも貸付・投資シェアでも2%を占めただけだった。1935年になると822行3978店舗(単一銀行は14666行)に増え、店舗数で21%だが貸付・投資シェアでは54%を持つに至った。最近の1966年では大幅に増加して3313行19961店舗(単一銀行は10457行)となり、店舗数で66%を占めるだけでなく貸付・投資シェアは70%に達し、支店銀行制度が完全に優勢を示している。そしてこの時間的経過のなかから、単一銀行の地元銀行への専門化と支店銀行の支配化との二つの傾向が理解される⁵⁾。

また単一銀行と支店銀行の双方を含む全銀行は、1900年の12427から1920年の30291でピークに達し、1968年は13674となっている。1930年代後半からは、銀行経営の好調・経済の拡大・銀行行政の厳格化・預金保険制度の導入により、銀行の破産は非常に稀になっているから、銀行数の継続的減少は新規参入と合併とに依存することとなる。試みに1950年から1959年までの10年間を見ると、合併数1503と解散などの数98を合わせた銀行減少数1601に対し、新規参入数が887で差引き714の純減となっている。そこで銀行数の持続的な減少が、銀行市場での競争的要因の減少につながるのではないかと心配されるのである⁶⁾。

さて以上三つのパラグラフは、米国の銀行市場構造を知るため、そのごく一部を抜き出して簡単に述べ

たに過ぎない。しかしたったこれだけのなかに、法的な問題・地域的な問題・銀行資産の集中・合併・新規参入・競争など多くの事柄が含まれていることが解る。当然のことであるが、真理に対しては多様な接近方法が存在する。それだけのことであるならば良いのだが、時とすると得た真理が相反するものであることすらある。ここに研究の対象および方法の検討の必要が生じるわけである。以下米国の銀行市場構造の研究課題について学んでみたい。

3. 問題への接近の仕方

既に述べたように、この小稿は主としてFederal Reserve Bulletin の論文によっているが、その一つは1964年11月号に掲載されているResearch into Banking Structure and Competition であり、もう一つは1965年9月号にあるMeasures of Banking Structure and Competitionである。前者は連邦準備制度の調査統計局に設けられた銀行市場班(Banking Markets Unit)がまとめたものであり、後者は同班の一員であるW. P. Smithの手になるものである。以下で注によって引用を示す場合のほかは、その記述の多くが上記二論文の内容に負っていることを、はじめに断っておきたい。

米国の銀行市場構造(banking structure)が変化しつつあり、また色々の問題を抱えていることは既に述べた。これらの変化と問題点は、銀行市場全体にとって外生的な要因は別として、営業中の銀行の合併、銀行持株会社の設立およびその銀行取得、支店の開設と閉鎖、新規銀行の参入と既存銀行の退出など、各種の銀行行動によって引き起こされてきた。社会的に最適な市場成果(market performance)は、企業の参入と退出が自由で、どの企業も市場自体に影響を及ぼすほど大きくないような競争的市場の働きによって保証されるというのが、経済理論の教えるところである。だから上に記したような各種の銀行行動が、もしも集中の弊害を伴わないで自由に行なわれれば、銀行用役の範囲や特徴やその価格などの銀行市場成果(banking performance)に関して、社会的に最適なものが得られる筈である。しかし実際の銀行市場は純粋競争的でなく、参入・退出・合併・支店設置・競争行為などが法律によって規制されている。なぜならば自由放任の純粋競争状態から得られる筈の最適な銀行市場成果は、古典的な資本主義経済の神話にしか過ぎず、不完全競争の弊害が一方で生じるとともに、他方では銀行経営の破綻が国民経済の運営に多大の危険を招いたからであった。銀行は連邦政府(通貨監督官)・州政府(銀行局など)・連邦準備制度・連邦預金保険会社の4つの機構によって、恐らくは重複して監督を受けるだけでなく、議会の銀行通貨委員会の調査や立法により、更に法務省反トラスト部の活動により規制される。

銀行市場に於ける行動の制限ないし競争の回避は、社会的に有益であると一般に判断されるため実行され、事実過度の集中や極端な競争状態が制限されているので、競争がもたらす筈の高い経済性が得られなかったり、逆に不完全競争へ向かう銀行市場固有の性質が助長されたりした。具体的な例を二、三あげれば、銀行規制のおかげで銀行資産の集中が限界づけられ(或いは逆にその程度まで集中が許され)、銀行

破産の激減で預金者が保護され、支払利息の天井がレギュレーションQで制限され、支店設置制限がある地域社会に低い銀行用役をもたらしたり、といった具合なのである。

それでは銀行規制を廃止してしまえば良いかという、勿論そんなことは不可能である。そこで銀行規制の基準は、社会的に最適な銀行市場が形成されるように、銀行市場構造を人工的に造り出すようなものにほかならない。そのためには、銀行市場構造と銀行市場成果との因果関係が解明されなければならない。ここに銀行市場構造の研究が重視される理由があるのである。なおこのような政策目標に奉仕する以外に、この種の研究が経済の法則性を見出す上でも重要なことは既に述べた通りである。

米国では多少の例外は別として1960年前後から銀行市場構造の研究が盛んになり、連邦準備制度・通貨監督官・通貨信用委員会(CMC)・下院銀行通貨委員会が自身で調査研究したり、公私の研究所や団体あるいは学者の研究を刺激してきた。それ以前の伝統的な研究は、法制的なものと同視分析的なものが主であった。前者は銀行の支払能力と預金者および銀行株主の保護への関心から発したもので、銀行組織の法的形態の研究と、監督機関の権限と運営の研究であった。そして後者は貨幣政策の実施に際して銀行の示す有効性についての研究だから、銀行の産出する用役とか、その価格づけというような微視的分析は行なわれなかった。

連邦準備制度調査統計局の研究者達によれば、最近の銀行市場構造の研究はその対象と方法により、1 - 銀行市場の構造と組織的な制度の記述的分析、2 - 法律の研究と行政的および司法的な諸決定の研究、3 - 市場構造と市場成果との関係の統計的測定、4 - 規模の経済の研究、5 - 銀行用役の供給と需要のモデルの展開と吟味、以上五つの課題に分けることができる。勿論この分類は絶対的なものではないが、現在の研究活動の統一的な面と多様な面との両方を示し得ると言えよう。そこでこの分類に従ってそれぞれの研究課題を順次に検討してみたい。

第一番目は「銀行市場の構造と組織的な制度の記述的分析」だが、これは銀行市場構造を研究するのに必要な諸事実、例えば銀行数・支店数・合併数・預金量などを、現状に於てか或いは歴史的変化に於てか把握する。ついでそれら経験的ないし統計的な諸事実から、合理的な枠組みにより一定の理論的帰結を引き出すのである。従ってこの研究方法は、収集ないし測定された事実と理論とが、生きた関係を持たなければ成功しない。この種の研究の例示として、Carson と Cootner による現状分析の中からその一部を抜き出してみよう⁷⁾。

しばしば述べてきたように、米国の銀行数は主として合併のせいで減少してきているが、銀行数の減少すなわち銀行資産の集中は、銀行市場に於ける有効競争を阻害してきているだろうか。この疑問に対しては、有効競争の低下を主張する Oeller 下院議員によって代表される立場と、健全な競争が維持されていると主張する Gidney 前通貨監督官によって代表される立場とが対立している。経済理論は競争者の減少が資源の不適切な配分をもたらすと教えているが、実際はどうなっているだろうか。まず問題とされている銀行資産の集中だが、集中度を以て競争の有効性を判定するわけにはいかない。なぜならば一方に於てより少数になった銀行が、競争を無効にするための共同行為をしているが、他方では受信と与信

の両種の顧客獲得をめざして、各銀行とも猛烈な競争を展開しているからである。

そこでもし銀行資産集中の進行が、銀行の独占的価格行為を招くものとするれば、コストの変化に関係なく価格たとえば貸出利率が上昇する筈であるから、その点を探ってみよう。財務省証券の価格は金融の繁閑を敏感に反映するので、貸出利率と財務省証券利率との差額は銀行の利幅の指標とみてよい。1950年から1959年までの10年間、19の大都市での短期貸出利率から上記の差額を導き出してみると、2回の景気後退期は別としてその数字が非常に安定している。前述のようにこの期間は銀行数が減少しているのに、上記の結果からは大銀行間での競争の低下が認められないのである。また1959年の貯蓄預金に対する支払利率を調べると、預金量100万ドル以下の階層から5億ドル以上の階層まで銀行規模を9段階に分けたうち、最小規模の階層から5000万ドル～1億ドルまでの7段階を通しての利率の差は、僅か0.08%で無視できる程度の小差である。このことから小さな町の小銀行への集中(1つの町に1つの銀行しかない例が非常に多い)も、やはり独占的価格行為をもたらすものとは考えられない。以上がCarsonとCootnerの分析の一部分の要約であるが、ここでは銀行市場構造と有効競争との間の、常識的な相関関係が否定されることとなった。

第二番目は「法律の研究と行政的および司法的な諸決定の研究」である。この種の研究は、既に述べた古いタイプの法制的研究とは全く違う。銀行は新規設立・支店設置・合併・資産運用など、銀行行動の重要事項の大部分について監督機関の指示を受けなければならない、これら監督機関の行動を律する法律とその行政的決定は、市場構造にとって重大な意義を有する。更に合併については、法務省反トラスト部の反トラスト法・銀行合併法および銀行持株会社法違反の廉による告発が考えられ、これに対する裁判過程や判決もまた研究課題として大きいものである。

このように監督機関・法務省および裁判所の活動が重い意味を持っているので、その研究も相当な量に達しているが、政策ないし決定の基準を推定しようとする努力が最も払われてきた。これは例えば銀行合併に対する連邦準備制度の決定や裁判所の判決の中から、その基準として用いられている筈の競争要因が、どのように考えられているか確定し、それを検討しようとするものである。そのほか銀行用役の需給関係と行政的ないし司法的な決定との関係を調べる研究などもあるが、興味あるのは政策の結果を確認し、それを量的に把握しようとする研究である。Pelitzmanは経済的要因だけが作用しているとしたら期待される筈の新規参入が、法的規制によって実際には低められている程度を、計量経済学的手法によって測定した。経済的要因からのみ導き出される銀行業への投資モデルを開発し、1985年以降の実際の新規参入と比べた結果、新規参入は規制のせいで期待された数の $\frac{1}{2}$ から $\frac{2}{3}$ に留まったと結論した。

第三番目は「市場構造と市場成果との関係の統計的測定」で、銀行の地理的分布や資産の集中と銀行用役との因果関係や量的な測定が主な内容である。市場構造の変化の測定には集中度がしばしば用いられるが、その有効性については多くの論争がなされてきた。集中度を求める場合地域レベルでは上位100行をとるのが普通であるが、この数のとり方自体が恣意的ではないかと言われる。またある特定地域を比べる場合も、地域内の全銀行数はそれぞれ異なるし、他種の金融機関との競争状態も考慮に入れなければな

らず、例えば上位3行までの預金シェアが等しくても、1・2・3位のそれぞれのシェアが全く違うことが多く、集中度が必ずしも市場構造測定の基準として十分のものとは言えないようである。しかし高い集中度を悪とみなし、低い集中度を善とみなす態度は引き続き大勢を占め、法務省反トラスト部や裁判所はこの考え方をとっている。

Carson と Gootner は前出のように集中度を重視しないのだが、その理由は次の事実由来している⁸⁾。彼等は1959年の全州を、上位5行の預金シェア73%以上の集中集団と、73~83%の中位集団と、83%以下の非集中集団とに分けた。これら集団に属する銀行の平均収益率を調べると、それぞれ22.5%・18.1%・16.0%となり集中度と独占の高い相関関係を示唆する。しかしこれを地理的にみると、集中集団が都市化ないし人口集中の進んでいる州であるのに対し、非集中集団は田園州である。また銀行の平均規模を比べると、ただ1州の例外を除いて前者は最低2倍から最高5倍までも、後者より規模が大きいのである。更に別の基準で工業州と農業州を分けると、前者の方がやはり銀行の収益率が高い結果となった。以上のことから彼等は、銀行の平均収益率は集中度と相関があるのではなく、地域の経済構造と関連があると結論した。かくして集中度は、市場独占測定の一指標にしか過ぎぬと評価され、その他の構造要因の追求に努力が払われつつある。

第四番目は「規模の経済」の研究である。これは個々の銀行経営の立場から、資源の社会的に最適な配分に関する立場まで、多くの見地からの分析が可能であるが、集中度や合併や支店銀行制度などの研究に、重要な手がかりを与えるだろう。この分野の研究の先駆者であるAlhadeffによれば、単一銀行は預金200万ドル以下の規模の場合、大きくなるに従ってコストが低下し、5000万ドルまでの場合はコストがほぼ一定で、更にそれ以上では規模に応じ再びコストが低下するという。またHorvitzも同じような結論を得たが、同時に支店銀行の単一銀行より高いコストは、その高い預貸率や好収益を生む賦払貸付と担保貸付によって相殺されていることを指摘した⁹⁾。

最後が「銀行用役の供給と需要のモデルの展開と吟味」である。銀行市場成果を論じるには、銀行産業が産出する用役を定義する必要がある。銀行にとって支払組織の運営ほど普遍的な用役はないともいうが¹⁰⁾、最近では銀行を多数製品産業と規定し、その提供用役を複合用役(composite - service)と一括用役(package - of - service)とする見解が増えている。いつれにせよ銀行用役を定義することにより、その需給モデルが確立できれば、銀行市場構造と銀行市場成果の関連がより鮮明に理解される。

4. あとがき

以上が米国での研究の要約であるが、問題点が2つ感じられる。一つは米国の市民哲学とも言える集中排除(decentralization)ないし多元主義(pluralism)との関連から問題に接近する視点が、我々外国人から見ると、欲しいように思われることである。これこそ米国がお得意とする制度学派的接近ではなからうか。もう一つは産業市場構造や産業市場成果との関連である。米国企業の自己金融力が

高く、銀行の全体に占める資金量が低下しているとは言え、銀行の市場構造や市場成果が一般産業のそれらと何らかの関係があることは、当然予想されるところである。従ってそのような視点からの接近が考えられてもよいように思われる次第である。

- 注1) Paul A. Samuelson ; Economics, 6th ed., 1964, 都留重人訳「経済学」上巻, 昭和41年, p.75.
- 2) David A. Alhadeff; Competition and Controls in Banking, 1968, p. ix.
- 3) 新野幸次郎; 「現代市場構造の理論」, 昭和43年, p. 150.
- 4) Gerald C. Fischer; American Banking Structure, 1968, pp. 61~69., Ronald I. Robinson; Unit Banking Evaluated, in; Banking and Monetary Studies, ed. by Deane Carson, 1963, p. 298.
- 5) Fischer ; *ibid.*, pp. 29~33.
- 6) Deane Carson and Paul H. Cootner; The Structure of Competition in Commercial Banking in the United States, in; Private Financial Institutions, 1963, pp. 75~77.
- 7) Carson and Cootner ; *ibid.*, pp. 83~91.
- 8) Carson and Cootner ; *ibid.*, pp. 123~131.
- 9) Paul M. Horvitz ; Economies of Scale in Banking, in : Private Financial Institutions, pp. 13~40.
- 10) Robinson ; *ibid.*, p. 295.